

『大阪府誌』作成調書にみる 明治期大阪府下の綿織物業

中 島 茂

- I. はじめに
- II. 『大阪府誌』と大阪府組合沿革調
- III. 同業組合提出文書にみる泉北郡の織物生産
- IV. 同業組合提出文書にみる北河内郡の織物生産
- V. おわりに

I. はじめに

明治期における日本の繊維工業は製糸業と綿工業の二つを柱としていた。生糸輸出はこの時期の最も有力な外貨獲得の方途の一つであったし、綿工業、なかんずく、綿紡績業の確立は、輸入綿糸による国内市場の席卷に対抗して、国内産業の保護、育成を図り、日本の資本主義的発展と社会経済的近代化を進めるうえで、緊要の課題であった。明治初期の官営紡績所による二千鍾紡績、いわゆる十基紡は、基本的には国内綿の利用を前提とした立地配置を示していたが、種々の理由から不成功に終わった¹⁾。1883(明治16)年の民間企業大阪紡績による1万鍾紡績の成功は、大阪を中心に、全国的な綿紡投資ブームを惹起し、繊維工業における川上部門である紡績業の近代化が達成された。これに比べて、川中に位置する織布業、すなわち、綿織物業の近代化はおくれ、紡績業の兼営織布による広幅物の量産化を別にすれば、小幅物中心の在来織布部門の生産体制は、全体としてみれば明治中期にあつてなお前近代的段階にとどまっていた。このことは他の在来工業部門にも基本的に当てはまるとみられる。

かかる状況下で、明治期に政府が推進した殖産興

業政策のひとつに、生産物の品質向上や新技術、近代化思想の普及、啓蒙を意図した勸業博覧会の開催がある。府県レベルで実施された博覧会、共進会、品評会は、明治期だけでも全国各地で数百回にも及んだといわれるが、明治政府が勅令によって実施した内国勸業博覧会は、1877(明治10)年の東京を皮切りに、1903(明治36)年の大阪での博覧会まで、都合5回開催された²⁾。第5回内国勸業博覧会は、1900(明治33)年に大阪天王寺での開催が決定され、これに呼応して、大阪府でも博覧会への出品、設備費として当時の金額で合計2万円余を勸業費に計上している³⁾。そのなかで大阪府は、府下の商工業発展の足跡を辿り、現況を紹介する統計分析と実態調査報告の性格をもつ『大阪府誌』を作成し、博覧会に出品展示して、事後の産業開発の一助にすることを企画した。

明治30年代の大阪府下では、すでに大阪市とその周辺部に多くの紡績工場が立地し、和泉・河内地方では先駆的な織物工場が局所的ながらも現れ始めていた⁴⁾。しかし、この時期の織物業の生産関係上の性格は、基本的には、なお織元一賃織関係を基礎にした農村婦女子による農家副業の域を出ておらず、泉大津の毛布生産などごく一部に工場制生産がみられるにすぎなかった。その後、明治後半から大正期にかけての和泉地方における急激な織物工場の展開と、河内地方におけるその工場制生産の停滞という明瞭な地域的差異が出現するが⁵⁾、そうした差異が現れる直前の時点で大阪府下の織物生産がいかなる状況に

あったのかについて、『大阪府誌』と同書作成関連資料は貴重な手がかりを与えるものと思われる。幸いにして、当時の同業組合からの報告文書など、同書作成資料の一部が、大阪府立中之島図書館に保存されている。そこで、本稿では、これらの資料を利用しながら、明治中期における泉北郡と北河内郡を中心に、和泉・河内地方における綿織物生産展開の経緯や生産事情を検討することで、大阪府における綿工業発展過程の一断面を詳かにしたい⁹⁾。

II. 『大阪府誌』と大阪府組合沿革調

『大阪府誌』第1編の緒言によれば、「…大阪市及び堺市は古来の商業地として商業に関する習慣沿革を有する事極めて多く、しかのみならず交通運輸の利便は維新以降において殊に著しく其の発達を促し今や殆ど全国商工業の中心たるが如き盛況を呈するに至れり。然り而して本府は商工業の製作者ならず農林産の生産者ならず、彼等を督し彼等を奨め又彼等に進歩発達の途を示すの責任を有せる者たり。将来を図らんとせば先過去を知るを要す、其の商工業に関する習慣沿革及び現況等を主とし併せて農業林業畜産業等の概況、各種公共事業の起因及び其の効果並に我が府に於ける富力生産力を査覈し書冊図表となし出陳せんとする實に此の故なり。」¹⁰⁾とあり、同書刊行の目的が示されている。商工業を中心に、大阪府下の経済発展状況を調査し、多数の資料とともに編纂された一種の経済地誌書ということができよう。この『大阪府誌』編纂事業は、1900（明治33）年度から1903（明治36）年度の4ヶ年にわたり、府庁内に「臨時勸業委員設置規則」に基づき、府書記官を委員長とした府会議員からの選出委員、府吏員、囑託委員等からなる委員会が設置されて行われた。

調査の具体的な段取りは「…其の実際調査に着手せしは明治三十四年一月なりき。尋いで富力及び生産力調査の標準を協定し其の幾部分を郡市区役所町村役場に依頼し、又、商工業の習慣沿革及び現況等の調査を組合並に工場主に依頼せしにいずれも熱心

に其の調査に従事してこれが結果を報告せり。その他、商業、工業、農業、林業、水産業、鉱業及び名勝旧跡等の調査に関し郡市区役所町村役場を煩わし、もの頗る多し。」⁹⁾とあるように、主として府下市町村や各種商工団体等に調査報告を出させる形で、資料収集に当たったようである。こうして、1903年4月14日付で『大阪府誌』全5編が刊行されたが、その構成は第1編が「商業金融」、第2編が「工業度量衡特許富力並生産力」、第3編が「風土農業林業畜産業鉱業漁業」、第4編が「財政教育衛生慈善事業警察土木並交通機関」、第5編が「名勝旧跡」となっている。

このうち、各種商工業の沿革、現況については、各種の同業組合に⁹⁾調査要項が送られ、それに基づいて各組合から府に提出された調査書または答申書等を基礎資料にまとめられている。1901（明治34）年『大阪府統計書』巻末付録の「諸組合」によれば、調査要項配布の対象となったとみられる組合は「重要物産同業組合」（16組合）と「酒造組合」（8組合）、「農工商組合」（125組合）の計149組合から選定されたようで、このとき調査書を提出した組合は判明分だけで商工業合わせて96組合（重要物産12、酒造7、農工商77）を数える。これは、産業組合（信用組合）、茶業組合、漁業組合を除く、当時の大阪府下の同業組合のほぼ三分の二に及ぶ数である。これらの調査書綴りは、第5回内国勸業博覧会開催翌年の1904（明治37）年12月22日付で、同年開設の大阪府立図書館（現・大阪府立中之島図書館）に收藏された。現在、これらの調査書綴りは『組合沿革調 工業之部』、『組合沿革調 商業之部』の2分冊に綴じて保存されている¹⁰⁾。

臨時勸業委員が送付した調査要項は、工業調査要項と商業調査要項からなり、いまその要項自体は見出せないが、工業調査に関して各組合から提出された答申書を見ると、内容的には以下の16項目の報告を求めている。すなわち、(1)業種別営業者数、(2)種類別職工数、(3)種類別徒弟・下職数、(4)職工・徒弟・

下職の雇用形態・賃金・生産性、(5)製造品の売買慣行、(6)製造品の府外販路・販売代金、(7)製造品の価格・製造高、(8)金融機関・慣行、(9)製造原料の調達、(10)営業者の生計状況、(11)営業者の信用度、(12)労働者以外の工業従業者、(13)交通機関の整備状況、(14)他府県本支店の有無、(15)製造に関する発明・特許、(16)当該工業の沿革である。

報告書を提出した96組合を業種別に整理すると、食品・醸造関係が27組合で最も多く、これに繊維関

表1 大阪府臨時勸業部への報告書提出組合の業種構成

業種	件数	業種	件数
食品	18	油	4
醸造	9	燃料	4
繊維	8	皮革	3
織物	9	窯業	2
衣服	3	金属	7
染色	2	造船	1
木材	3	雑	18
医薬品	1	運輸	1
化学	3	合計	96

注) 繊維には糸、製綿などを含む。
資料)「組合沿革調」(工業之部、商業之部)より作成。

係の22組合が続いている(表1)。また、38組合は卸、仲買、小売りなどの商業組合で、残る58組合が製造業、および、商工の区別が曖昧なものである(たとえば、足袋装束商組合や製綿商工組合などは、問屋と同時に製造専業者もいたはずで、両者を含むと思われる)。全体としてみれば、当時の商工業の取扱品目が食品、繊維、日用雑貨などに依然として強く依存していたことがわかる。このうち、織物業・織物商関係だけを抜き出せば、河北木綿業同業組合、大阪緞通同業組合、泉南紋羽織同業組合、泉北木綿織物同業組合、雲斎厚司製織業組合、大阪木綿太物商組合、堺木綿商組合、大阪綿ネル卸売同業組合の8組合と河内木綿仲買商¹¹⁾の計9件で、前5者には工業調査要項が、残る4者には商業調査要項が送付されている。これ以外に、繊維関連では製綿、糸関係、友禪など染色関係、呉服など衣服関係があげら

れる。したがって、臨時勸業委員の和泉・河内地方に関する綿織物生産状況の把握は、緞通、紋羽、雲斎・厚司では生産地や品目がかなり限定的されるため、おもに河北木綿同業組合と泉北木綿織物同業組合(ともに重要物産同業組合)、それに、河内木綿仲買商の報告書に依拠していたことになる。

『大阪府誌』第2編「工業史」の第1章第1節機業では、総論的な織物生産史に始まって;大阪府下の具体的品目として、「雲斎と厚司」、「紋羽」、「真田織」、「綿ネル及びタラル」、それに、「白、縞木綿布」の順番に説明記述を行っている。しかし、雲斎や紋羽などは、いわば、大阪府の特産品紹介の要素が強いのに対して、白木綿や縞木綿については、「河内木綿」あるいは「和泉木綿」の生産状況と沿革を詳述し、一種の「綿織物生産・流通論」の色彩が強く現れている。そこでは大阪および堺の木綿商組合からの商業調査報告も多く用いられているものの、生産状況の説明は主として河北木綿業同業組合の報告に大きく依存していることがわかる。そこで、以下では、泉北木綿織物同業組合と河北木綿業同業組合の報告書を中心に分析し、河内木綿仲買商の提出文書にも触れながら、明治前期における和泉・河内地方の綿織物生産状況を検討してみよう。なお、分析対象地域の概略は図1を参照されたい。

III. 同業組合提出文書にみる泉北郡の織物生産

和泉地方における綿織物生産の中心は泉北郡よりも泉南郡にあるが、臨時勸業委員による調査が行われた1901(明治34)年~1902年の時期には、泉南郡の側に郡一円を統括する綿織物同業組合がまだ形成されておらず¹²⁾、尾崎村(現・泉南市)を中心とする紋羽織の業者組織「泉南郡尾崎村外二ヶ村 温良組」からの報告書が提出されているのみであった。これに対して、泉北郡では1900(明治33)年に泉北郡木綿織物同業組合が設立されており、同組合の提出した調査書が『大阪府誌』の編纂に利用されている。そこで、以下では同組合が府に提出した文書「泉北



図1 大阪府綿織物産地略図

郡木綿織物商同業組合工業調査要項書」(以下、「泉北木綿調査」と略称する)によりながら、当時の泉北郡の綿織物生産事情をみてみよう。

泉北郡木綿織物同業組合は重要物産同業組合法(明治33年法律第35号)に基づき、1900年1月18日認可で設立され(設立総会は前年11月3日)、泉北郡下の綿織物(木綿・敷布・綿ネル・真田紐)および毛織物(毛布・肩掛・首巻)関連業者を対象としていた。『大阪府統計書』にみる1901年の組合人員は222人で、泉北郡鳳村大字長承寺に事務所を構え、組長は八田荘村の辻安太郎、副組長は大津村の小川喜代松であった。小川喜代松は大津を代表する毛布製造業者であるが、辻安太郎は木綿取引業者であったと

みられる。統計上、工場、家内工業、織元、賃織業という生産形態別区分が郡別に示されるのは1905(明治38)年以降であるが、同年の機業戸数は綿織物、毛織物合わせて工場25、家内工業54、織元124、賃織業7,887であった。賃織業と独立営業とが区別される1903年時点で、泉北郡の独立営業者数は120、賃織業が6,376を数えていた。組合人員は基本的には独立営業者が主体であろうから、1903年値や1905年の賃織業以外の合計数203からすれば、1901年で独立営業する製造業者数はせいぜい100~150の間と推測され、組合人員には一部の賃織業が含まれていたか、もしくは、問屋、仲買業者などの商業者が含まれていたようである。

ここでは紙数の都合上、原文すべては紹介できないが、「泉北木綿調査」は1902(明治35)年3月30日付、副組長小川喜代松の署名で大阪府に提出され、1901年12月末現在の調査である旨の記載がある。ここでは営業者人員248人、職工人員は織布職工13,000人(女工)、徒弟下職人員1,200人(男工)とされており、上述の『大阪府統計書』の222人、職工数9,236人(うち男工355人)に比べると、かなり過大になっている。職工数でみる限り、この数は統計上1886(明治19)年の14,847人や1888年の14,884人に相当し、明治20年前後の状況に近い。『大阪府統計書』の個別工場一覧にみるこの時期の工場職工数は、1901年が435人(19工場)、1902年が761人(22工場)であるから、職工の大部分は個別農家の婦女子とみて間違いないが、職工数の評価は10数年前の水準によったものと思われる。なお、下職の種類としては、染色師、光沢付師、毛出師、紋紙師、捺色師、撚糸師、真田仕立師、毛布及肩掛仕上師の8種があげられ、織布の前後工程や仕上げ工程が専門の男子職人によって担われていたことがわかる。

「職工徒弟下職等ノ勞力者ヲ得ル方法」にみる雇用関係は、基本的には男子専門職人に関する記述と思われるが、雇用契約期間は5年、賃金は日当20銭~50銭、支払方法は日払い、月2回払い(1日・15

日),月1回払いの3種があげられている。契約の更新は雇主と雇人の個別協議とされているが、この時期の雇用慣行が職人の行動や選択をどの程度規制していたのかは明らかでない。職工の出身地はほとんど泉北郡内である。織布に関する生産性は木綿織で1人1ヶ月当たり、15歳以下が100反、16歳以上20歳以下が130反、20歳以上は16歳以上と大差なしとされ、また、15歳以下を除いて、敷布100枚、肩掛50枚、毛布75枚、綿ネル(30碼物)は13本とされている。木綿に関しては熟練職工で1日当たり4~5反を織り上げていたことになり、この生産性は旧来の下機ではなく、いわゆる「バツタン機」、泉州では「チョンコ機」と呼ばれる飛杼装置の付いた改良手織機によっていたと思われる¹³⁾。

「工業製造品売買ノ慣行」には「製造者ト需用者トハ売買上密接ノ関係ナシ白木綿ハ大概製造者ト仲買人トノ取引ニシテ他ノ織物ハ製造者問屋ニ直接販売シ仲売人ノ手ヲ煩ハスガ如キハ極メテ稀ナリ」とあり、泉北郡では1900年前後の時期には仲買人が白木綿流通に重要な役割を果たしていたようである。しかし、このころには手紡糸による自家製織から、紡績糸の供給を受ける織元一貫織業の生産関係に基

表2 「泉北木綿調査」にみる織物製造高(1901年)

品 目	数 量	価 格 (円)
木 綿	3,600,000 (疋)	2,100,000
綿 ネ ル	15,000 (反)	37,500
毛布綿布	120,000 (枚)	130,000
敷 布	4,500(ダース)	22,500
首 巻	15,000(ダース)	45,000
肩掛膝掛	32,000(ダース)	300,000
真 田 紐	17,000,000 (筋)	170,000
合 計	...	2,805,000

資料)「泉北郡木綿織物商同業組合工業調査要項書」より作成。

づく木綿生産が、泉北農村の織物業の主体になっていたはずで、仲買人は個々の農家を回るというよりは、「出機屋」、すなわち、各地の織元との売買取引を行っていたか、仲買人自らが織元となっていたと

考えられる。明治20年代の泉北郡伯太村の織物生産の紹介などはこうした事例であろう¹⁴⁾。白木綿以外の織物とは、おもに大津村を中心とした毛布、肩掛、綿毛布、敷布、真田紐などを指していようが、これらはおそらく大阪の間屋などとの直接取引であったことを示すものとみられる。

品目別生産数量・価格は表2にみる通りであるが、木綿の360万疋(720万反)、213万円は泉北郡のみの数値とすれば大きすぎ、統計書にみる1901年の白木綿に関する和泉地方全体の数値、800万反、226万円に匹敵している。その他の品目は綿ネル以外、この時期には泉南郡での生産はほとんどないので、ほぼ泉北1郡の数値に対応していると思われる。製品販路は国内需要中心で、「明治貳拾年頃始メテ清国へ輸出ヲ謀リ漸次年ヲ追テ販路ノ拡張ヲ来タシ候処…」とあり、1880年代の終わり頃から中国大陸への輸出が始まったことがわかるが、ここでは具体的品目はあげられていない。原料となる紡績綿糸は国産品と英国製品が使用されているが、その比率は明らかでなく、紡績毛糸は外国産(国名不詳)となっている。原料糸の年間購入量は綿糸が32,000梱、160万円、毛糸が1,700梱、32万9,000円とされ、原料収集は「大阪及神戸並ニ堺又ハ付近販売店ヨリ購求輸送ス尤モ陸路運送汽車運送海路運送ノ便益ヲ謀ル」とあり、輸入品は神戸港から直接入れていたようであるが、大阪・堺の糸問屋からの仕入れと、「付近販売店」とは地元の仲買商のことであろうか、多様な購入ルートがあったようである。

最後に「工業ノ沿革」については、木綿織に関して幕末から明治初年の経緯を略述し、「…嘉永年間以前迄ハ著シキ盛衰ノ等差アラザリシニ其後外品則チ金巾木綿ノ輸入ニ依リ内地木綿殊ニ泉州木綿ノ如キハ圧倒セラレ微々タル足袋地位ノ荒用購求アル而已ニシテ木綿業者ハ為メニ火ノ消ヘシ有様トナリシ処明治拾年西南戦役ノ暴起ニ際シ弗々旧ニ復シ荒用ノ増加ヲ訴ヘ来リシ故輸入綿糸紡績ヲ原料トシ(俗ニ丸唐ト曰フ)木綿ノ品質改良發達ヲ企画シ日ヲ追テ

販路拡張シ木綿業ノ隆盛ヲ来タシ之レニ加フルニ明治拾参年頃ヨリ内地ニ綿糸紡績ノ製造場設立セラレ製品ハ外国産ノ紡績ト相当スル製糸産出セラルルニ至リ更ニ原料使用ニ改良ヲ施シ（俗ニ半唐ト曰フ）木綿ヲ製造シ漸次充用ノ増加ヲ呈ス尚拾余年前ヨリ原料ニ内地産紡績ヲ全ク使用スルニ至レリ…」としている。和泉木綿は比較的薄手の白木綿の産地とされており、品質的に輸入金巾との競合によって、明治初期には市場を奪われ、生産が激減したようである¹⁵⁾。この記述は泉北郡というよりは、和泉地方全般に共通した状況説明と思われるが、西南戦争の頃から手紡糸に代わり、輸入紡績糸の使用に伴う製品の品質向上によって需要回復の端緒が開け、その後は国内紡績糸の使用に置き換わった様子がわかる。

IV. 同業組合提出文書にみる北河内郡の織物生産

河内木綿生産の中心は中河内郡から南河内郡にかけての地域であり、1901（明治34）年の綿織物生産額では、南河内郡の417,594円、中河内郡の618,317円に対して、北河内郡は381,927円にとどまっている。しかも、中河内・南河内では白木綿や縞木綿など従来の小幅綿布類がおもであるのに、北河内では明治20年代以降綿フランネルが生産品目の中心となり、他の郡とは綿織物生産状況にかなりの差異が認められる。製品流通面でも、中河内や南河内では八尾や富田林などの木綿問屋が集散の中心的役割を担ってきたのに対して、北河内では仲買商が大阪などの問屋と直接結び付いていたようである。しかし、泉南郡の場合と同様、この時期生産の主体であった中河内・南河内地域には全郡を統括する同業組合はなく、北河内郡においてのみ、1901年9月26日付の認可で重要物産同業組合法に基づく北河内郡織物同業組合が設立されていた。なお、中河内郡の一部地域（旧若江郡下）を中心に、大阪府雲斎厚司製織同業組合が1888（明治21）年6月に設立されているが、これは地域的にも、製造品目の上でも限定的なものであった。

北河内郡織物同業組合は、綿フランネル、綿セル、木綿知々良タオル、その他綿織物に関係する同業者を構成員とし、門真村大字門真に事務所を構え、当初の組合人員は41名であった。設立時の組長は庭窪村大字八雲の浜中宗一郎、副組長は庭窪村大字佐太の松本清夫で、いずれも明治20年代からの綿織物工場主である。ただし、大阪府臨時勸業部へ提出された報告書は、1901（明治34）年6月3日付であり、重要物産同業組合としての認可が下りる3ヶ月以上前で、大阪府北河内郡木綿織業総代松本清夫の署名がある。提出文書は「木綿織物業調査答申書」の表題をもつが、『組合沿革調 工業之部』では「河北木綿織業調査書」の名が冠されており、以下では「河北木綿調査」と略称してその内容を紹介する。なお、中河内・南河内の事情をも考慮に入れるため、商業調査要項に基づいて提出された河内木綿仲買商による「上申書」にも言及する。この上申書は中河内郡八尾村の木綿仲買商木村庄兵衛と南河内郡富田林町の木綿商杉本藤平の連名で提出され、明治中期の河内木綿をめぐる状況が報告されている。

「河北木綿調査」は報告内容がいつ時点のものか明記されていないが、基本的には1900年、ないしは、1901年上半年期の状況と見なせる。営業人員については「木綿ノ器械機ヲ用ヒ木綿織ニ従事スルモノ其人拾弐名」とあるが、『大阪府諸会社銀行及工場表』や『大阪府統計書』にみる北河内郡の綿織物工場数は1900（明治33）年末には13工場、1901年末には18工場であり、1900年末の状況にほぼ対応している。なお、ここでいう「器械機」とは力織機のことではなく、同地で「厠機」と通称される手織機で、「河北木綿調査」に貼付されている臨時勸業委員の付箋には「器械機（厠機）ハ紀州ニ用ヘタル綿子機ヲ明治十八年北田房吉ナルモノ応用シ木綿ヲ織リタルヲ始メトス」との注記があり、従来の下機に代わって地元で改良された織機である。上述の組合人員41名には仲買商など、製造業者以外を含むとみられる点は、泉北郡の場合と同様である。なお、織機の改良

による増産については「上申書」のなかでも明治20年頃より「紡績綿糸ノ供給発達ニ伴ヒ自由ニ原料ヲ得且機業家ニハ従来使用ノ下機ナルモノヲ減シ新式ノ高機ナルモノヲ以テ盛ニ織出シ年度ニヨリ多少ノ増減アルモ製産上大ニ進捗シ」とあって、河内地方全般の動向であった。

ついで「職工ハ凡テ女工ノ已ニテ機織工及総操工ノ二種トス其人員機工女老千人総操工式百貳拾人」とあり、『大阪府統計書』の「機業戸数統計」にみる1900年の1,027人や1901年の992人に対応している。ただし、「機織工女ニ二種アリ一ハ日々一定ノ工場へ通勤シ専ラ斯業ニ従事スルモノ其数式百人一ハ引機ト云ヒ各自居宅へ器械原料ヲ貸与シ農事ノ副業トシテ製織スル者其人員八百人」とあり、工場職工約200人、質織職工約800人という数字は、この時期の郡部にあっては北河内郡の工場職工の比率が非常に高かったことを示している。反面、工場数が12～13であったことからすれば、工場の平均規模は準備工の男工（平均1人）を加えても、せいぜい10人前後で小規模であったことがわかる。また、職工の労働生産性をみると、「専業者ハ一日当五丈六尺物老疋一ヶ月三十疋ノ仕揚高中等ノ工金一ヶ月四円五十銭相当」、「工女就業時間ハ一日十時間一日老疋織ル者ヲ一人前トス」とあり、貼付された臨時勸業委員の付箋には「明治八年以前ノ職工織量三日ニ付老疋ナリ以後ハ英糸ヲ用ヘ一日ニ一反トス厠機ニ改マリテヨリ一日一疋ヲ織上ケ経緯トモ紡績糸ヲ用ユルニ至リテ一日一疋二分ヲ織ル之ヲ一人前トス上工ハ一日一疋五分ヲ織ル」とある。厠機の導入によって、従来より生産性が3倍になったことがわかるが、1日当たり2反～3反は上述した泉北郡の同時期の半分程度で、これは単純に織機の性能差であるのか、広幅、小幅など製造品目の違いから生じる差であるのか、ここでは即断できない。

生産高については使用する綿糸の種類等により、いくつかの品目が区分されているが、全部合わせて七万式千疋（144,000反）、81,474円の記載がある。

これはこの時期の統計数値との照合から、ほぼ北河内郡の白木綿産額に相当するが、同郡の中心品目である綿フランネルの生産高には遠く及ばず、具体的にどの程度の生産状況を把握したものであるのか明らかではない。製品販路は「内地向忒部韓国向八分ニシテ…韓国向キハ廿七八年戦役以降増加セシ」者著シ」とあって、日清戦争以降に朝鮮半島への輸出が急増し、輸出市場中心に生産が増加してきたことがわかる。なお、「上申書」においても「外国輸出入ハ従来其例ヲ得ザルモ茲三四年以前ヨリ支那朝鮮地方ニ販路ヲ開キ年々逐テ発達ノ傾向アリ」とあって、この時期の大陸向けの輸出が、国内市場を失いつつあった河内地方の木綿生産を活性化させていたことがわかる。原料綿糸は国内紡績糸が90%、英国産が10%を占め（価格は国内産のほぼ倍額）、大阪の総糸問屋からの購入であったらしい。

最後に「木綿商ノ沿革」をみると、「既往維新前ハ勿論明治五年頃迄ハ当郡内ヲ出口場交野場三ヶ場ヤリ場榎並場ト区分シ製品モ殊更優劣アリ而シテ営業上一ノ規定アリテ（規定トハ木綿屋仲間ト云フ習慣的ノ申合）組合員タリ氏猥リニ他地区内ヘ行商スルヲ許サズ各自分立ナシタリシガ漸ク明治六年頃ヨリ其制乱レ納税ノ義務ヲ負フ者ハ其地区ハ勿論何レヲ不問続々新規業者者頭レー時式百名以上ノ同業者ハ擅ニ競争ノ結果遂ニ明治十六年ノ頃同業組合ノ必要ヲ感ジ折角其創立モ好果ヲ見ズ時勢ノ変遷ニ伴ヒ廃業スル者恰モ全郡ニ及ブ今日継続営業スル者ハ実ニ中塚甚二郎北田清一中東豊吉並ビニ松本清夫ノ四名ナリ回顧スルニ明治五年頃迄ハ凡テ縦緯共手錘ギ糸ヲ以テ製織シ（以降之ヲ和糸木綿ト称ス）明治六年頃ヨリ縦糸（英糸若シクハ天竺糸）ノ已ヲ農家ヘ貸付緯ニ手錘ギヲ織込ミテ是レヲ半唐木綿ト称シ盛ニ産出ヲ見ル然ルニ価格モ非常ノ高価ニテ僅ニ三百七十匁付位ノ品ヲ老円五拾銭ニ売行当業者ハ大井ニ蓄財ノ折柄明治十五六年ニ至リ一時半額迄暴落ニ際シ十中ノ七八ハ資産ヲ失フ悲境ニ陥リ茲ニ於テ営業者皆無ノ姿トナリタリ随テ平素自分共ノ本領トスル

出口場木綿ノ声価ハ実ニ絶望ニ帰シ去リタリ皇国下其名声高キ河内木綿ノ廃亡センヲ惜ミ明治十九年頃ヨリ自今使用スル木製器械機ヲ応用シ従来ノ慣例ヲ一変シ器械及素品ヲ貸与シ僅ニ内地向キ足袋用表地ヲ製布罷在モ昨今ニ比スレバ想機数ノ十分ノ一ニ過ギザリシガ明治廿五年頃ヨリ朝鮮へ輸出ノ途開ケ日清戦役后大井ニ需用者ノ信用ヲ得歳ニ増進ノ見込有之専ラ韓国向木綿之製造ニ熱心從事致候次第ニ御座候也」とある。

この間の経緯について「上申書」では「元治慶応ノ頃迄稍其盛況ヲ保テシモ明治初年ヨリ紡績綿糸ノ（唐糸）製産ヲ起シ従来手紡糸ノ供給ヲ庄倒シ原料糸ニ変更ヲ生シ其他縞無地物ニハ染液ニ薬品ヲ混交シ暗々裡ニ粗製濫造ノ品ヲ産セシヨリ一時販地ノ信用ヲ損シ大ニ聚散高ニ影響ヲ及ボシ其極明治十六年ヨリ十九年ニ至リ従来未曾有ノ衰況ヲ顕ハシ其額最高点ノ半額ニ下レリ全廿年頃ヨリ稍回復ノ兆候アリ殊ニ紡績綿糸ノ供給発達ニ伴ヒ自由ニ原料ヲ得」、さらに上述した織機の改良によって生産量の回復がみられた旨記載されている。しかし、河内木綿の主要品目であった縞木綿や織色木綿の衰退は覆いがたく、白木綿、無地物中心へと移行するのである。

北河内郡内の「場」については、貼付された付箋の注記によれば、「維新前ハ出機ト称スルモノナシ郡下ノ出機ヲ業トスルモノノ如キハ都テ仲買ノ業務ナリ而シテ此場ト称スルモノハ一種ノ株ノ名称ニシテ其地区内ニ於テ仲買ノ業ヲナサントスルモノハ其仲間ニ加入セサレハ業務スルヲ能ハサル出口場ニ於ケル営業者ハ三十名余アリタリ交野場ハ百名（仲買小売兼業ナリ）三ヶ場十五名ヤリ場複並場ニテ四五名ノ仲買者アリ」とある。すなわち、明治初期以前まで機能していた木綿仲買商の株仲間組織が解体し、過当競争と製造業者の投機的行為の結果、明治10年代には郡下の木綿生産がいったん壊滅状態になった。しかし、その後「厠機」の考案など製織技術の改良と綿ネルなど新しい製品への品目転換、さらには、朝鮮半島など輸出市場の拡大によって、明治中期以

降綿織物生産が復活するようになった経緯が示されている。また、織元一貫織業の生産関係が和泉地方の場合と同様に、明治初期の輸入紡績糸の使用と手紡糸の衰退とともに始まったことも明らかにされている。ただし、北河内郡の場合、河内木綿の産地とはいえ、八尾や富田林などにみられる産地問屋の形成はほとんどみられなかった¹⁶⁾。

中河内郡や南河内郡でも事情は比較的類似しており、「上申書」冒頭において「維新ノ后中河内郡商人ニシテ南河内郡製産品ヲ売買ヲナシ南河内郡商人ニ於テモ全様ノ向モ不少」として、地域的な株仲間組織が明治以降成立しなくなったことがわかる。また、明治10年代の木綿生産の衰退要因として、上記のように、河内地方での粗製濫造による信用の失墜が指摘されており、河内木綿が明治期には商業的統制の崩壊のなかで、流通業者の過当競争や製造業者の粗製濫造、または、投機行為の横行の結果として衰退化したことがうかがえる。しかし、それは国内市場の全般的な構造変化や和泉地方における生産性の向上と生産量の拡大に対して、産地として対応しきれなかったことの結果であろう。また、織物以外の農村工業の発達が、「旧来農家ノ余暇ニ製織シ候処当時綿花ノ豊凶勞銀ノ昂低売買ノ成行ニテ変動ヲ起セシモ近来各地方ニ於テ種々会社職工場ノ設立アリ為メニ該職工ニ傾向スルモノ少カラズ随テ木綿織工ノ減少ヲ患」る結果になったことも河内地方の木綿生産の衰退要因としてあげることができる。

V. おわりに

本稿では『大阪府誌』作成調書に基づきながら、明治中期の泉北郡と河内地方、とりわけ、北河内郡における綿織物生産の実態とそこに至る経緯を明らかにしてきた。「泉北木綿調査」、「河北木綿調査」、さらに、「河内木綿仲買商上申書」はいずれも当時の有力な綿織物製造業者や木綿仲買商の手に掛かるものであり、資料的な価値は非常に高いと思われる。それは当時の統計書にみる数値資料だけからは捉え

られなかった原料糸や製造品の流れ、具体的な生産販売事情、そして、それぞれの地方における綿織物業の沿革に端的に現れている。ここではそれらを大阪府の全体状況に一般化せず、泉北郡と北河内郡のそれぞれの状況として捉え直したのである。

これらの文書類が示している明治初期から中期にかけての時期は、綿作地帯であった和泉・河内地方において、農家での自家製手紡糸による木綿生産と仲買人によるその買い回りという体制から、紡績綿糸（当初は輸入糸、のちに国産糸）と改良型織機の農家への貸与と木綿質織生産という織元－質織業体制へ移行した時期であった。そうした時期の和泉・河内地方における綿織物業の衰退、発展をめぐる諸事情の一端が改めて確認できたといえよう。中小織物工場の展開による綿織物業の工場制生産体制への移行が、和泉地方と河内地方とで大きく異なった様相を呈する、いわば、その前夜の時期にすでに両地方は織物生産の展開上、異なる対応を示していたことがわかる。

ただし、これらの文書類は『大阪府誌』の編集上、重要な役割を果たしたとはいえ、当時の木綿生産の中心地であった泉南郡や河内木綿産地の中河内郡、南河内郡の生産状況というよりは、それぞれが中核地域から少しはずれた地方の状況を語るものである。その意味では『大阪府誌』の「機業」にかかわる記述それ自体が地域的にややバイアスのかかったものであるとみることもできる。しかし、同書の記述は大阪や堺の木綿商関係からの報告書を始め、多様な資料に基づいており、大阪府における綿織物業の一般的発展状況を掌握していることは間違いない。その意味では、当時の状況をより正確に把握するうえで、本稿で紹介できなかった織物業関係の他の報告文書類にも、改めて光を当て直す必要があるだろう。そうした文書資料の検討については機会を改めたい。

（賢明女子学院短期大学）

〔注〕

- 1) 高村直助(1971):『日本紡績業史序説(上)』塙書房, 39-59頁, 末尾至行(1980):『水力開発=利用の歴史地理』大明堂, 473頁。
- 2) 内国勸業博覧会は第1回～第3回が東京(上野公園, 1877年, 1881年, 1890年)で, 第4回が京都(岡崎公園, 1895年), 第5回が大阪(天王寺公園, 1903年)で開催された。
- 3) 『明治参拾参年度豫算議案』(大阪府第一課)の「府第二十六號議案」による。
- 4) 中島茂(1982):大阪府における織物工場の分布動向—明治後期の和泉・河内地方について—, 経済地理学年報, 28-4, 38-55頁。
- 5) 前掲4), 中島茂(1989):大正期大阪府下綿織物工場の分布特性, 賢明女子学院短期大学研究紀要, 24, 43-59頁。
- 6) なお,『大阪府誌』を利用した研究としては,尾高煌之助(1988):明治期大阪の工業生産(尾高煌之助・山本有造編『幕末・明治の日本経済(数量経済史論集4)』日本経済新聞社, 199-212頁)があるが,そこでは第2編「工業史」総説に掲載されている製産物産額価額累年表(1868年～1901年)を用いた大阪府の工業生産指数の試算とその分析を行っている。
- 7) 大阪府編(1903):『大阪府誌』第1編,大阪府,1頁。
- 8) 前掲7),3頁。
- 9) 明治10年代以降,大阪府布達や農商務省省達等によって各業種ごとに同業組合が設立され,明治20年代末までは商工業者に加入を義務づけていた。たとえば,1881(明治14)年10月19日付の大阪府甲第222号布達「大阪堺市街商工業取締法」や1884(明治17)年11月の農商務省達第37号に基づく「同業組合準則」によって,商工業者のそれぞれの商工団体への組織化が進められた。さらに,「同業組合」は,1886(明治19)年7月の大阪府甲第114号布達によって「農工商組合」となり,

- 1897（明治30）年5月の農商務省令第6号によって、組合への強制加入項目が削除され、加入は商工業者の自由となった。なお、こののち、1889（明治32）年7月の勅令第340号による「酒造組合」、1900（明治33）年法律第35号による「重要物産同業組合」（前身は1897年法律第47号による「重要輸出品同業組合」）の設立など、重要産業については商工団体への業者の組織化が図られた。
- 10) 『組合沿革調 工業之部』、『組合沿革調 商業之部』の2分冊には、前者に49組合、後者に47組合の報告文書が綴られているが、現在の綴りは工業調査と商業調査がそれぞれに入り交じっており、表題自体はかなり便宜的なものである。なお、多くの文書には付箋が貼られ、臨時勸業委員自身による注記やメモ書きが付されており、追加の聞き取りや内容確認も行われていたことがうかがえる。
- 11) 河内木綿仲買商組合は、調査時点では解散されて、組合組織は存在しなかった。しかし、大阪府臨時勸業部は河内地方の商業活動上、木綿仲買商の重要性を認識し、同地方の代表的な木綿商に商業調査要項を送付している。大阪府へは上申書が提出されており、ここでも回答組合数に含めている。ちなみに、商業調査要項に基づく報告書を提出した同業組合は、この河内木綿商の分も含めて、『大阪府誌』第1編「商業史」のなかで、その報告要旨がまとめられて、組合ごとに紹介されている。
- 12) 重要物産同業組合法に基づく泉南郡木綿同業組合は、種々の理由から設立が遅れ、農商務省の設立認可は1905（明治38）年1月20日（設立総会は前年10月1日）であった。詳細は和泉文化研究会（1972）：『和泉志（泉南郡織物同業組合沿革誌全）』48・49合併号、22-23頁参照。
- 13) この木綿織の生産性は谷口行男（1950）：『泉南郡綿織物発達史』自費出版、27頁、による「チョンコ機」の生産性にちょうど対応している。なお、この時期には「チョンコ機」がさらに改良され、縦糸の弛みを取り、製品の織りむらを減らして品質の向上につながる「太鼓機」の普及が始まっており、それもかなりの数を占めたかもしれない。
- 14) 大阪府泉北郡伯太小学校PTA編（1953）：『和泉伯太郷土史事典』自費出版、18-22頁。
- 15) 明治初年における和泉地方の木綿生産の減少については幕末から明治初期の資料、統計類の信憑性や評価の仕方を含めて議論があるが、本資料からは輸入綿布の普及によって、生産に大きく影響したと読み取るのが自然であろう。この点については谷本雅之（1992）：『地域経済の発展と衰退 十九世紀、新川木綿と和泉木綿の比較を通じて』（近代日本研究会編『年報近代日本研究』14、山川出版社）、170-202頁。
- 16) 1889（明治22）年2月刊の上田利平著『河内国商工便覧』には木綿商・織物業関係の項目に茨田郡内で守口町に2名、西橋波村と寺方村（いずれもちの三郷村、現在守口市内）に各1名、横地村（のちの大和田村、現在門真市内）に1名の5名の名前が挙げられているが、北河内郡内には明瞭な集散地の形成はみられない。